

岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のICTを活用したモデル工事实施要領

(趣旨)

第1条 ICTを活用することにより、将来的に建設現場の生産性は大きく向上するとされている。本要領は、岐阜県県土整備部及び都市建築部の各機関が発注する中小規模の工事において、ICT活用による効果や課題を検証するために行うICTを活用したモデル工事（以下、「モデル工事」という。）について、実施に必要な事項を定めるものとする。

(ICTを活用したモデル工事)

第2条 モデル工事とは、以下に示す①～⑤の施工プロセスのうち、全てもしくは一部においてICTを活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

施工プロセスの選択については、(別表1) ICTの活用区分のとおり実施すること。

2 各段階におけるICT活用の内容は、以下のとおりである。

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～3)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)による起工測量
- 2) レーザースキャナーによる起工測量
- 3) その他の3次元計測技術による起工測量

② 3次元設計データ作成

設計図書や①で得られたデータを用いて、3次元設計データ等を作成する。

③ ICT建設機械による施工

〈3次元マシンコントロール・マシンガイダンス建設機械〉

②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記に示す技術(ICT建設機械)により施工を実施する。

〈2次元マシンガイダンス建設機械〉

3次元データを用いず、下記に示す技術(ICT建設機械)により施工を実施する。

対象技術	対象作業		
3次元マシンコントロール（MC）技術	まきだし	敷き均し	切削
3次元マシンガイダンス（MG）技術	掘削	整形	
	床掘	地盤改良	
2次元マシンガイダンス（MG）技術	まきだし	敷き均し	切削
	掘削	整形	床掘

④ 3次元出来形管理等の施工管理

工事完成物について、ICTを活用して施工管理を実施する。

<出来形管理>

下記1)～3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

施工現場の環境条件及び対象とする工種により面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択し、モデル工事を実施する。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による出来形管理技術
- 2) レーザースキャナーによる出来形管理技術
- 3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術

<品質管理>

下記4)の技術を用いた品質管理を行うものとする。

- 4) TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理技術

⑤ 3次元データの納品

④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

ただし、活用区分2・4及び7については②において作成したデータを納品する。

(対象工事)

第3条 モデル工事は岐阜県県土整備部及び都市建築部の各機関が発注する建設工事から、各機関の長が選定するものとする。

(対象とする工種)

第4条 モデル工事においてICTの活用の対象となる工種は下記のとおりとする。

対象工種	内容	適用項目	
		ICT建機による施工	3次元出力形管理等の施工管理
土工	概ね1,000m ³ 以上とする。 掘削工、盛土工、法面整形工	○	○
作業土工(床掘工)	ICT土工と併せて施工する。	○	—
土工(導入型:全面活用型) (導入型:ステップアップ型) (導入型:ファーストステップ型)	概ね1,000m ³ 未満とする。 掘削工、盛土工、法面整形工	○	○
		○	○
		—	○
法面工	植生工(植生基材吹付、客土吹付、種子散布、植生マット、植生シート、植生筋、筋芝、張芝、人工張芝、植生穴)、吹付工(コンクリート、モルタル)、現場吹付法砕工、落石雪害防止工	—	○
付帯構造物設置工	ICT土工等の他工種と併せて施工する。 コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工、基礎工(護岸)、暗渠工、管渠工、側溝工(プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝、場所打水路工)、縁石工、コンクリート被覆工、護岸付属物工、管路工(管路部)、プレキャストボックス(特殊部)、ハンドホール工、防護柵工(防止柵工)、路側防護柵工(ガードレール、ガードケーブル、ボックスビーム工)、道路付属物工(視線誘導標、距離標)、大型標識工(標識基礎工、標識柱工)、小型標識工、集水柵工(集水柵、集水柵(街渠柵)、マンホール工)	—	○
擁壁工	補強土壁工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工	—	○
地盤改良工(安定処理)	路床安定処理工、表層安定処理工(河川)	○	○
地盤改良工(中層混合処理)	固結工(中層混合処理)	○	○
地盤改良工(スラリー攪拌工)	固結工(スラリー攪拌工)	○	○
基礎工	矢板工(仮設工除く)、既製杭工、場所打杭工	—	○
河川浚渫	バックホウ浚渫船による。	○	○
砂防土工	掘削工、盛土工、法面整形工	○	○
河床等掘削	河床等掘削	○	○
舗装工(路盤工)	路盤工 2,000m ² 以上	○	○
舗装工(修繕工)	路面切削工、オーバーレイ工 2,000m ² 以上	○	○
構造物工(橋梁上部)	橋梁上部工	—	○
構造物工(橋脚・橋台)	橋台工(橋台躯体工)・RC橋脚工(橋脚躯体工)	—	○
地盤改良工(ペーパードレーン工)	バーチカルドレーン工(ペーパードレーン工)	○	○
地盤改良工(サンドコンパクションパイル工)	軟弱地盤処理工(サンドコンパクションパイル工)	○	○
コンクリート堰堤工	コンクリート堰堤工	—	○

※土工（導入型）とは、以下（１）～（３）のいずれかの要件を満たす工事である。

- （１）導入型：全面活用型とは、1,000m³未満の土工を含む工事において（別表１）
ICTの活用区分１～６の施工プロセスを実施する工種である。
- （２）導入型：ステップアップ型とは、1,000m³未満の土工を含む工事において（別表１）
ICTの活用区分８の施工プロセスを実施する工種である。
- （３）導入型：ファーストステップ型とは、1,000m³未満の土工を含む工事において（別表１）
ICTの活用区分９の施工プロセスを実施する工種である。

（適用する要領・基準等）

第５条 モデル工事の実施にあたっては、岐阜県が定める建設工事関連諸規定のほか、（別表２）に掲げる要領・基準類を適用する。

（モデル工事の実施方法）

第６条 現地機関は、以下の発注方式によりモデル工事を発注する。

なお、発注方法の選定にあたっては、（別紙１）活用工事選定フローを参考とする。

（１）発注者指定型（ICTの活用を義務づける工事）

発注者は1,000m³以上の土工を含む工事を対象とし、発注者指定型により発注することを原則とする。受注者は、ICTの活用内容等について協議書案（別紙２）により発注者と協議する。

なお、受注者の責によらず、ICTの活用区分１（全施工プロセス）を実施できない場合は、協議により活用区分を変更することができる。

（２）施工者希望型（受注者の希望によりICTの活用が可能である工事）

発注者は1,000m³未満の土工、2,000m²以上の舗装工（路盤工、修繕工）及び1,000m²以上の地盤改良工を含む工事を対象とし、施工者希望型により発注することを原則とする。

受注者は、モデル対象工事のうちICTを活用した工事を行う希望がある場合、協議書案（別紙２）により発注者と協議し、協議が整った場合にモデル工事として実施することができる。

（３）申し入れ型

発注者指定型もしくは施工者希望型以外の発注方式で発注された工事で、受注者からの申し入れにてICTを活用する工事。ただし、第４条で示す対象工種に該当すること。

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第7条 モデル工事を発注する各機関の長は、入札公告、指名通知及び特記仕様書においてモデル工事である旨を以下のとおり記載する。

入札公告への記載例 (一般競争入札の場合)

<p>1 一般競争入札に付する工事 <発注者指定型の場合> ・・・ () 本工事は、発注者指定型の「ICTを活用したモデル工事」です。詳細は、「岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のICTを活用したモデル工事実施要領」を参照してください。</p> <p><施工者希望型の場合> ・・・ () 本工事は、施工者希望型の「ICTを活用したモデル工事」の対象工事です。詳細は、「岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のICTを活用したモデル工事実施要領」を参照してください。</p>

指名通知への記載例 (指名競争入札の場合)

<p>15 その他 <発注者指定型の場合> ・・・ () 本工事は、発注者指定型の「ICTを活用したモデル工事」です。詳細は、「岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のICTを活用したモデル工事実施要領」を参照してください。</p> <p><施工者希望型の場合> ・・・ () 本工事は、施工者希望型の「ICTを活用したモデル工事」の対象工事です。詳細は、「岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のICTを活用したモデル工事実施要領」を参照してください。</p>

特記仕様書への記載例

<p><発注者指定型の場合> 第〇条 () 本工事は、発注者指定型の「ICTを活用したモデル工事」です。詳細は、「岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のICTを活用したモデル工事実施要領」を参照してください。</p> <p><施工者希望型の場合> 第〇条 () 本工事は、施工者希望型の「ICTを活用したモデル工事」の対象工事です。詳細は、「岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のICTを活用したモデル工事実施要領」を参照してください。</p>
--

(経費の計上)

第8条 発注者指定型のモデル工事を発注する場合は、(別表2)の「ICT活用工事積算要領」に基づき、工事発注時にICTの活用区分1(全施工プロセス)を前提とした経費を計上する。契約後に受発注者の協議により活用区分を変更する場合は、変更契約時に活用区分2～6に応じて請負代金額を減額変更する。

施工者希望型のモデル工事を発注する場合は、従来の積算基準を用いることとし、ICTに関する経費は計上しない。契約後に受発注者の協議によりICTを活用した工事を行う場合は、別表2の「ICT活用工事積算要領」に基づき、変更契約時に必要な経費を計上することとする。

※ICTの活用にかかる経費については(別表1)を参照。

(講習会等の実施)

第9条 ICTを活用した工事の推進を目的として、発注者の求めにより官民等を対象とした現場見学会や講習会等を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。

(その他)

第10条 受注者は、発注者がモデル工事に対するアンケートを行う場合は、回答をすること。

また、この要領に定めない事項については、発注者及び受注者の協議により定めることができる。

- 附 則
この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成29年10月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和2年8月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和4年10月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和6年7月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和7年2月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和7年7月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和8年7月1日から施行する。

(別表1) ICTの活用区分について

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分7	区分8	区分9
①3次元起工測量	●	●			●		●	●	●
②3次元設計データ作成	●	●	●	●	●	●	●		
③ ICT建設機械による施工 (3次元MC・3次元MG建設機械)	●	●	●	●					
③ ICT建設機械による施工 (2次元MG建設機械)								●	
④3次元出来形管理等の施工管理	▲		▲		▲	▲		○	○
⑤3次元データの納品	▲	○	▲	○	▲	▲	○	○	○

● : 経費を計上する。

▲ : 3次元出来形管理等の施工管理方法により、運用や費用計上の方法が異なるため、詳しくは「ICT活用工事積算要領」を参照してください。

○ : 経費を計上しない

注1) : 区分7は舗装修繕工のみ適用

注2) : 区分8は土工(導入型:ステップアップ型)のみ適用

注3) : 区分9は土工(導入型:ファーストステップ)のみ適用

(別表2) モデル工事に関する要領・基準類

種別	名 称	
積算	ICT活用工事積算要領	岐阜県
調査 測量 設計	UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院
	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院
	岐阜県電子納品要領	岐阜県
	3次元設計データ交換標準(同運用ガイドラインを含む)	国土交通省
施工 管理	岐阜県建設工事共通仕様書(建設工事施工管理基準)	岐阜県
	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省
	工事書類作成の手引き(参考資料集)	岐阜県
	施工履歴データによる土工の出来高算出要領(案)	国土交通省
	ステレオ写真測量(地上移動体)を用いた土工の出来高算出要領(案)	国土交通省
	地上写真測量(動画撮影型)を用いた土工の出来高算出要領(案)	国土交通省
	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)	国土交通省
	ICTバックホウの情報化施工管理要領(案)	中部技術事務所
	ICTブルドーザの情報化施工管理要領(MC・MG編)(案)	中部技術事務所
	ICT建設機械 精度確認要領(案)	国土交通省
	表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領(案)	国土交通省
地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領(案)	国土交通省	

種別	名 称	
監督 検査	岐阜県建設工事検査要領	岐阜県
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工編）（案）	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫工編）（案）	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工編）（案）	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー攪拌工・バーチカルドレーン工）編）（案）	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）	国土交通省
	T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理監督検査要領	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（法面工編）（案）	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（トンネル工編）（案）	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編）（案）	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（擁壁工編）（案）	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（構造物工（橋脚・橋台）編）（案）	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工（1_000m3未満）・床堀工・小規模土工・法面整形工編）（案）	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（付帯構造物設置工編）（案）	国土交通省
	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（構造物工（橋梁架設・床版）編）（案）	国土交通省
岐阜県建設工事成績評定要領の運用	岐阜県	

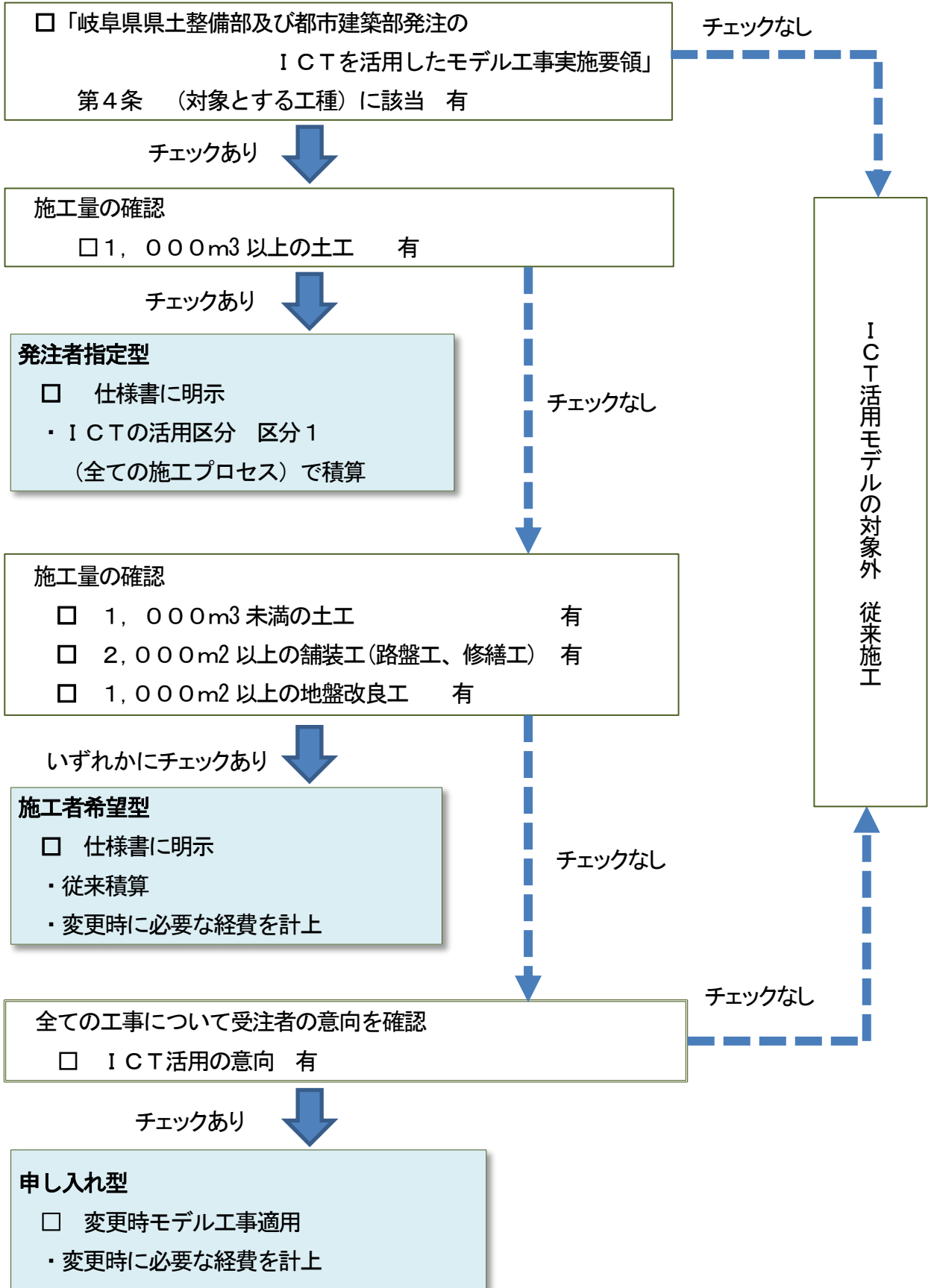
(別紙1)

ICT活用工事選定チェックフロー



工事名:

事務所名:



(別紙2) 協議書案

第12号様式

~~指示・承諾・協議・提出・報告書~~

監督権者	事務所長		副所長		総括監督員	担当課長		主任監督員	担当係長		一般監督員	担当者		現場代理人	
------	------	--	-----	--	-------	------	--	-------	------	--	-------	-----	--	-------	--

一般監督員 〇〇 〇〇 様		年発 月 日議	令和〇年〇月〇日		発 議 者	受注者	現場代理人 〇〇 〇〇	
工 事 番 号	第〇〇号	工事名	〇〇道路改良工事			受注者	〇〇株式会社	
工 事 場 所	〇〇	郡	市	町	大字	〇〇	地内	
工 期	自	令和	〇	年	〇	月	〇	日
	至	令和	〇	年	〇	月	〇	日
指示・承諾・協議・提出・報告事項								
「岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のICTを活用したモデル工事実施要領」第6条に基づき、ICTを活用した工事を別紙のとおり実施したいので協議する。								
処理・回答								
上記事項については、了解・承諾・後日指示・受理する。協議のとおり施工すること。								
※協議事項に対して検討時間のかかる場合は、「後日指示」するものとする。								
令和 年 月 日								

(注)「現場代理人」欄の押印は省略できるが、その場合は記名すること。

不要な文字は、—で消すこと。